第36回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社

業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.sehi.co.jp/)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

事業報告

(1) 業務の適正を確保するための体制

(ⅰ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ⅱ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(ⅲ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(ⅳ) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑥当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視します。

(v) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(vi) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

②補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。

(vii) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査等委員会との事前協議を要することとします。

②監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令に服さないものとします。

(viii) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。

②当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するものとします。

③前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。

④当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

⑤取締役(監査等委員であるものを除く。)は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

(ix) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理します。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(ⅳ)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記のとおりです。

a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年６月22日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)３名及び取締役(監査等委員)３名で構成し、定例取締役会を12回開催した他、必要に応じて臨時取締役会も随時開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

子会社については、関係会社管理規程に基づいてその重要な事項を当社取締役会で審議すると共に、当社及びグループ各社を構成メンバーとするグループ会社連絡会及びグループ会社管理セクション連絡会を月次で定期開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般については、その整備・運用状況を当社経営企画部はじめ担当部署がモニタリングし、その維持・改善・更新等を図りました。

コンプライアンスについては、従業員を対象としたコンプライアンス研修会及び個人情報保護研修会をグループ各社単位で開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により内部通報窓口を設けており、グループ各社にも解放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

リスク管理体制については、各部及びグループ各社から報告されたリスクのレビューをとりまとめて取締役会において当該リスクの管理状況を報告いたしました。また、情報システムの安定稼働を確保するため、情報セキュリティーポリシーに則り当社及びグループ各社を構成メンバーとする情報セキュリティ委員会を１回開催し、システムセキュリティ対策等を審議いたしました。

内部監査については、担当部署である当社経営企画部が、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ会社を含む被監査会社・部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び被監査会社社長に報告いたしました。

各監査等委員は、取締役会に出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、５回開催された監査等委員会に出席して会計監査人及び内部監査部署と相互連携を図り、取締役会の意思決定の過程並びに取締役及び使用人の職務の執行状況について監査・監督いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

（ｉ）基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ⅱ) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1985年の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、2006年10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

(ⅲ) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)の概要

当社は、2018年６月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として2007年６月22日に導入し、2009年６月19日、2012年６月22日、及び2018年６月22日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」といいます。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまでは、当該買付者は、買付は出来ないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置(注)を発動しませんが、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(ⅳ) 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、2018年６月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は１年であり、監査等委員である取締役の任期は２年でありますが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,534	1,761	1,645	△207	4,733
当期変動額					
剰余金の配当			△31		△31
親会社株主に帰属する当期純利益			573		573
自己株式の取得				△116	△116
自己株式の処分		△9		37	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	△9	541	△79	453
当期末残高	1,534	1,752	2,186	△286	5,187

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	△187	16	4,563
当期変動額			
剰余金の配当			△31
親会社株主に帰属する当期純利益			573
自己株式の取得			△116
自己株式の処分			28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	508		508
当期変動額合計	508	―	962
当期末残高	321	16	5,525

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
(継続企業の前提に関する注記)
該当はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)
1．連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数　　7社
連結子会社の名称
(株)翔泳社、(株)翔泳社アカデミー、(株)ＳＥデザイン、ＳＥモバイル・アンド・オンライン(株)、(株)ゲームグース、(株)ＳＥプラス、ＳＥインベストメント(株)

2．連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
その他有価証券(営業投資有価証券を含む。)
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの：移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
②デリバティブ
時価法
③たな卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
商品及び製品　　：先入先出法
仕　掛　品　　：個別法
原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)による定額法によっております。
(リース資産を除く)
但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得期間に基づく定額法によっております。

③長期前払費用…均等償却をしております。

④リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、書籍等の出版事業に係る売上債権残高に一定期間の返品率及び売買利益率を乗じた額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益の計上基準

(i) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件：工事進行基準(開発の進捗率の見積りは主に原価比例法)

(ii) その他の開発案件：検収基準

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時の費用として処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……2002年３月31日

再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

④消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

１．棚卸資産(書籍)評価損の算定について

①科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額(百万円)
売上原価	35

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

出版事業の棚卸資産(書籍)残高は多額であるため、会計上の見積りにおいて重要なものとなっております。期末における棚卸資産(書籍)の評価損の算定方法については、一定のパラメーターに基づく抽出方法に加えて、将来の販売見込み等の個別事情を勘案した定性的抽出方法を加味した方法となっており、経営者は、当該算定方法は書籍の販売可能性の観点から実態を反映した合理的なものと判断しています。ただし、当該算定方法には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより棚卸資産

(書籍)の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来連結子会社による評価損金額の増減を通じて売上原価が増減する可能性もあります。

2．書籍の返本金額見積りについて

①科目名及び当連結会計年度計上金額

科目名	金額(百万円)
返品調整引当金繰入額	3
返品調整引当金額	99

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

出版事業の書籍売上は多額であるため、会計上の見積りにおいて重要なものとなっております。当連結会計年度において、書籍売上は、再販売価格維持制度のもと、取次会社への納品時に全額の売上を計上し、取次会社からの返本についてはこれを無条件に受入れ、返本時に売上戻しを計上しております。また、四半期毎の決算時に、過去の返本実績等を勘案した返品調整引当金を見積り計上しております。経営者は、当該返品調整引当金見積り方法は合理的なものと判断しております。ただし、当該見積り方法には経営者としても管理不能な不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより返本金額の見積りが変化した場合には、結果として将来連結子会社による返品調整引当金の増減を通じて売上原価が増減する可能性もあります。

3．繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当連結会計年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	158

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は247百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額	686百万円
2．担保に供している資産	
現金及び預金	182百万円
建物	334百万円
土地	1,059百万円
営業投資有価証券	2,033百万円
投資有価証券	0百万円
合計	3,611百万円
担保に係る債務の金額	
長期借入金	5百万円
１年以内返済予定長期借入金	60百万円
１年内償還予定社債	10百万円
短期借入金	1,010百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1．たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価　　35百万円

2．減損損失

（1）減損損失の内訳

ソフトウェア・ネットワーク事業における建物１百万円、建物付属設備２百万円、少額消耗品０百万円、及び長期前払費用０百万円であります。

（2）減損損失を認識した資産及び資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
茨城県	事業用資産	建物、建物付属設備、少額消耗品、長期前払費用	4

（3）減損損失の認識に至った経緯

ソフトウェア・ネットワーク事業における店舗(アミューズメント施設)撤退に伴い、当該店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（4）資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(アミューズメント施設等)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

（5）回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

3．補助金収入

新型コロナウイルス感染症に係る家賃支援給付金、雇用調整助成金等を補助金収入として営業外収益に計上しております。

4．新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を背景とした政府及び自治体の要請等に基づき、当社グループでは感染拡大防止への配慮から店舗の営業休止を実施し、休業にかかる人件費や営業休止にかかる賃借料等を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　　普通株式　　23,484,226株

2．剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	31百万円	1円40銭	2020年3月31日	2020年6月3日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	44百万円	2円	2021年3月31日	2021年6月2日

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

―株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一次的な余資は安全性または流動性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については資金需要に応じて銀行借入または社債の発行による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクなどを回避するための利用、その他有価証券(為替リンク債等)における組込デリバティブ取引など投資運用収益獲得のための利用、又は保有する株式など有価証券の市場価格変動リスクをヘッジするための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、及び与信限度額の定期的な見直しなどを実施しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に投資運用収益獲得や業務上の出資などに関連する投資信託、債券、株式などであり、市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、その内容を担当役員に報告する体制となっております。また、営業投資有価証券のうち株式について市場価格の変動リスクを一定程度緩和するため、デリバティブ取引(株価指数オプション)を利用しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建の借入金は、為替変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及び社債は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社において週次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)ご参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額(*1)
(1)現金及び預金	2,897	2,897	―
(2)受取手形及び売掛金	1,672	1,672	―
(3)営業投資有価証券	2,669	2,669	―
(4)投資有価証券	137	137	―
(5)買掛金	(406)	(406)	―
(6)短期借入金	(1,508)	(1,508)	―
(7)社債	(745)	(741)	(△3)
(8)長期借入金	(346)	(345)	(△1)
(9)デリバティブ取引	0	0	―

(*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)買掛金、(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債、(8)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

株価指数オプションの時価については、取引所の価格によっております。

(注２) 非上場株式(連結貸借対照表計上額94百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

(1)	１株当たり純資産額	249円85銭
(2)	１株当たり当期純利益	25円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

１．理由

経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため

２．取得する株式の種類：普通株式

３．取得する株式の数：230,000株(上限)

４．株式取得価額の総額：50百万円(上限)

５．自己株式取得の日程：2021年５月17日から2021年６月23日まで

６．取得方法：東京証券取引所における市場買付

株主資本等変動計算書

(2020年４月１日から2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当期首残高	1,534	131	1,715
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
利益準備金の積立			
自己株式の取得			
自己株式の処分			△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	△9
当期末残高	1,534	131	1,706

(単位：百万円)

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	55	778	△207	4,008
当期変動額				
剰余金の配当		△31		△31
当期純利益		258		258
利益準備金の積立	3	△3		―
自己株式の取得			△116	△116
自己株式の処分			37	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	3	223	△79	138
当期末残高	58	1,002	△286	4,146

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	△2	16	4,021
当期変動額			
剰余金の配当			△31
当期純利益			258
利益準備金の積立			—
自己株式の取得			△116
自己株式の処分			28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38		38
当期変動額合計	38	—	176
当期末残高	35	16	4,198

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
(継続企業の前提に関する注記)
該当はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1．有価証券の評価基準及び評価方法
①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
②その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの：移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)による定額法によっております。
(リース資産を除く)
③リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3．土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。
再評価実施日……2002年３月31日
再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

4．引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

6．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1．繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当事業年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	169

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は183百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(貸借対照表に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,419百万円
短期金銭債務	22百万円
長期金銭債務	99百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　410百万円

3．保　証　債　務

下記の会社の銀行借入について、債務保証を行っております。

(株)翔泳社	200百万円
ＳＥモバイル・アンド・オンライン(株)	98百万円
ＳＥインベストメント(株)	710百万円

4．担　保　資　産

(1)担保に供している資産(帳簿価額)

現金及び預金	110百万円
建物	334百万円
土地	1,059百万円
投資有価証券	0百万円
計	1,505百万円

(2)担保に係る債務(帳簿価額)

１年以内償還予定の社債	10百万円
１年以内返済予定の長期借入金	60百万円
長期借入金	5百万円
短期借入金	300百万円
計	375百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(収入分)	632百万円
営業取引(支出分)	6百万円
営業取引以外の取引(収入分)	8百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	955,426	585,100	171,780	1,368,746

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次の通りであります。
　定款授権に基づく取締役会決議による増加 585,000株
　単元未満株式の買取りによる増加 100株
減少株式数の内訳は、次の通りであります。
　譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 171,780株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損否認	188百万円
投資有価証券評価損否認	42百万円
減損損失	21百万円
役員退職慰労引当金	28百万円
繰越欠損金	25百万円
会社分割により取得した関係会社株式	151百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	484百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△11百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△289百万円
評価性引当額小計	△301百万円
繰延税金資産合計	183百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	14百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	14百万円
繰延税金資産の純額	169百万円

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債が７百万円あります。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容(注1)	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SEモバイル・アンド・オンライン(株)	東京都新宿区	10	ソフトウェア・ネットワーク事業	所有直接100.0	兼任2名	管理業務受託	資金の貸付(注2) 債務保証(注2) 管理業務受託(注2)	100 98 48	短期貸付金 その他の流動資産	100 0
子会社	(株)翔泳社	東京都新宿区	50	出版事業	所有直接100.0	兼任4名	管理業務受託	債務保証(注3) 管理業務受託(注3)	200 201	—	—
子会社	(株)SEデザイン	東京都新宿区	30	コーポレートサービス事業	所有直接100.0	兼任4名	管理業務受託	管理業務受託(注4)	48	—	—
子会社	(株)ゲームグース	東京都新宿区	20	ソフトウェア・ネットワーク事業	所有直接100.0	—	管理業務受託	資金の貸付(注5) 管理業務受託(注5)	100 4	短期貸付金 その他の流動資産	100 0
子会社	(株)SEプラス	東京都千代田区	17	教育・人材事業	所有直接100.0	兼任3名	管理業務受託	管理業務受託(注6)	34	—	—
子会社	SEインベストメント(株)	東京都新宿区	247	投資運用事業	所有直接100.0	兼任3名	—	資金の貸付(注7) 債務保証(注7)	986 710	短期貸付金 その他の流動資産	986 6
子会社	(株)翔泳社アカデミー	大阪府大阪市	10	出版事業	所有間接100.0	兼任4名	—	資金の貸付(注8)	20	短期貸付金 その他の流動資産	20 0

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1．債務保証の取引金額は、期末残高(百万円)を記載しております。
2．SEモバイル・アンド・オンライン(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
3．(株)翔泳社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
4．(株)SEデザインに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
5．(株)ゲームグースに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
6．(株)SEプラスに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
7．SEインベストメント(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
8．(株)翔泳社アカデミーに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(１株当たり情報に関する注記)

(1) １株当たり純資産額	189円85銭
(2) １株当たり当期純利益	11円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2021年５月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

１．理由

経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため

２．取得する株式の種類：普通株式

３．取得する株式の数：230,000株(上限)

４．株式取得価額の総額：50百万円(上限)

５．自己株式取得の日程：2021年５月17日から2021年６月23日まで

６．取得方法：東京証券取引所における市場買付